

令和7・8年度競争参加資格審査受付に関するQ&A（随時申請・変更届）

※当ページに該当しないものは下記アドレスにメールでお問合せください。

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課 (hacchushinsaka@c-nexco.co.jp)

（共通事項）

Q1	令和7・8年度の競争参加資格審査の書類提出（インターネット一元申請）の申請期間に間に合わない場合はどのようにすればよいか。
A	随時認定手続として、令和7年1月16日（木）から令和7年4月15日（火）までに申請いただいた分については、令和7年5月1日（木）の認定を予定しております。 ※これ以降の申請分については、各月の15日までに申請書類に不備なく受け付けた場合、翌月の第一営業日に認定を行いません。
Q2	令和7・8年度の競争参加資格審査の書類を提出（インターネット一元申請）しているが、申請内容に変更があった場合はどのようにすればよいか。
A	（別表1・2の事項を変更する場合）変更届および添付書類を電子メールにて提出してください。 （それ以外）契約審査部 発注審査課にメールでお問合せください。
Q3	随時申請・変更届の提出はどのように行えばよいか。
A	随時申請及び変更届は電子メールで受付をおこなっております。下記アドレスに提出してください。 提出先アドレス：契約審査部 発注審査課 hacchushinsaka@c-nexco.co.jp
Q4	随時認定の申請後の認定及び変更届の内容が名簿と電子入札システムに反映されるのはいつか。
A	各月の15日までに申請書類に不備なく受け付けた場合は、原則として、翌月の第一営業日に認定いたします。 認定結果につきましてはQ9を参照してください。
Q5	書類を受け取った際の「受領印」又は「受領確認の返信」はいただけるか。
A	メール提出時に自動応答のメールが送付されるため、そのメールをもって受領確認としてください。 そのほかの受領印や返信対応はおこなっておりません。 なお、受領後に書類の不備等がある場合、個別で連絡差し上げる場合がございます。
Q6	随時認定・変更届を電子メールで送付する際に印鑑の押印は必要か。
A	押印は不要です。 ただし、行政書士が委任を受けて資料作成される場合の「委任状」は押印したデータをスキャンしたPDF等のデータを添付してください。

Q7	業者コード番号を知りたい。
A	<p>弊社 WEB サイトの「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「競争参加資格登録者名簿」の10桁の番号が記載されております。</p> <p>また、「資格登録者検索」から検索いただくことも可能です。</p>
Q8	行政書士が作成した場合、委任状は必要か。
A	委任状は必要です。押印した委任状をPDF等のデータ化し、申請資料に添付してください。
Q9	令和7・8年度の競争参加資格審査の随時認定受付はいつまでか。
A	<p>令和8年11月20日（金）まで書類の受付し、令和8年12月1日（火）に反映します。</p> <p>※ただし、令和8年12月1日（火）以降の発注案件に参加希望の場合は緊急で受付を行いますので、当社契約審査部 発注審査課にメールにてお問い合わせください。</p>
Q10	令和7・8年度の公表名簿は、いつどこで閲覧できるか。
A	<p>令和7年4月1日（火）10時より弊社 WEB サイトで公表します。</p> <p>「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「競争参加資格登録者名簿」が掲載されていますので、御社のデータをご確認ください。</p> <p>また、「資格登録者検索」から検索いただくことも可能です。</p>
Q11	競争参加資格の認定を受けた後、工事種別又は業種区分の追加をすることはできるか。
A	<p>追加することはできます。</p> <p>工事種別を追加する場合は、「競争参加資格審査申請書作成の手引き（工事）」の41ページを、業種区分を追加する場合は、「競争参加資格審査申請書作成の手引き（調査等）」の34ページをご確認ください。</p>
Q12	申請した競争参加資格審査の書類について、誤記等の修正をしたい場合はどうしたらよいか。
A	<p>随時認定及び変更届で一度申請した内容の修正は、①件名に「【訂正】」等を記載し、②訂正箇所を赤字等で分かるようにした上で電子メールの再送をしてください。なお、申請から訂正までの期間によっては訂正が翌月反映となる場合があるのでご理解ください。</p>

(変更届)

Q13	建設業の許可を更新した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	建設業の許可内容に変更がない場合においては、変更届の提出は不要です。

Q14	建設業の許可内容に変更があった場合（一般から特定、知事許可から大臣許可等）、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要です。 変更が生じた場合には、建設業許可関係の変更届出書の写し等を、変更届とあわせてご提出ください。

Q15	競争参加資格の認定を受けた工事種別（業種区分）の全部又は一部を取り下げることが可能か。
A	取り下げる場合は、変更届に取り下げを希望する工事種別（業種区分）とその旨を記載し、ご提出ください。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

Q16	建設業の許可業種の一部を追加または廃業した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要です。 許可業種の一部を追加または廃業した場合には、建設業許可関係の変更届出書の写し等を、変更届とあわせてご提出ください。なお、許可業種の一部廃業によって、資格認定されている工事種別の認定要件を満たさなくなった場合には、資格の取り下げをあわせて申請してください。

Q17	建設コンサルタントおよび補償コンサルタント登録業者ならびに計量証明事業者の登録内容に変更が生じた場合、変更届の提出は必要か。
A	必要です。 登録内容に変更が生じた場合には、変更の事実を証する登録等の証明書の写しを添付の上、変更届をご提出ください。

Q18	本社（店）の社屋建替えに伴い、一時的に本社（店）を移転することになった場合、住所の変更届は提出する必要があるか。
A	必要です。 移転期間が短期である等、個別の確認が必要な場合には、契約審査部 発注審査課にお問い合わせください。 メールアドレス：hacchushinsaka@c-nexco.co.jp

Q19	印鑑登録している代表者印を変更した場合、変更届の提出は必要か。
A	必要ありません。

Q20	契約中の案件がある場合、変更届の他に必要なことはあるか。
A	契約中の案件がある場合には、変更内容ごとに所要の手続きを行う必要がありますので、担当する支社の契約担当部署へお問合せください。

(その他)

Q21	NEXCO中日本の管轄エリア外の営業所から入札に参加することはできますか。
A	個別の入札における参加資格は、案件ごとに異なるため、対象案件を担当する契約担当部署にお問合せください。
Q22	随時認定による追加または変更届を提出し、電子入札システムの電子証明書を更新したが「利用者登録画面」の「資格審査情報検索」で会社情報が出てこない。
A	<p>①随時認定（合併等含む）が完了していない場合は電子入札システムへの登録が行われません。Q10を参照してください。変更届の場合、更新に関係なく検索できますので下記②をご確認ください。</p> <p>②「資格審査情報検索」画面では下記点が誤っていると検索できないためご確認をお願いします。</p> <p>業者番号 : 事業者コードを入力します。（半角英数字9文字） ※事業者コード10桁から<u>2桁目の0を減らした9桁で記入</u>。</p> <p>商号又は名称 : 商号又は名称を入力します。（全て全角40文字以内） ※株式会社は「<u>（株）</u>」（<u>全角括弧に株</u>）としてください。</p> <p>ユーザ ID : <u>記入不要</u>。</p> <p>パスワード : <u>記入不要</u>。</p>
Q23	代表者の氏名や本社（店）の住所について変更届を提出したが、電子入札システム上の企業情報が変更されていないのはなぜか。
A	変更届による登録内容の変更は、各月の15日（休日の場合は翌営業日）までに申請書類を不備なく受け付けた場合、翌月の第1営業日に反映しております。また、反映後においても、電子入札システムとの連携には3営業日程度の時間を要する場合がございます。

(別表1)

工事

区分	変更事項	添付書類
法人	本社(店)住所 ※①③ (建設業許可上の主たる営業所)	登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可) ※上記で証明できない場合は建設業許可関係の変更届出書の写し ※⑤
	商号又は名称 ※①	登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可)
	本社(店)代表者の氏名及び役職 ※①	登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可) ※上記で証明できない場合は建設業許可関係の変更届出書の写し ※⑤
	本社(店)電話番号、FAX番号、メールアドレス	-
	本社(店)の建設業許可工事種別、 許可の区分又は建設業許可番号 ※②	本社(店)の建設業許可工事種別を証明するもの ※建設業許可関係の変更届出書の写し等 ※⑤
	営業所の名称、住所、電話番号、FAX番号及び 建設業許可工事種別 ※①③④	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの ※建設業許可関係の変更届出書の写し等 ※⑤
	営業所の新設	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの ※建設業許可関係の変更届出書の写し等 ※⑤
	営業所の閉鎖	-
	資本関係・人的関係	業態調書-2(様式3-2)
個人	住所 ※①③	住民票の写し
	氏名 ※①	戸籍謄本(又は抄本)の写し
	電話番号、FAX番号、メールアドレス	-
	建設業許可工事種別 ※②	建設業許可工事種別を証明するもの ※建設業許可関係の変更届出書の写し等 ※⑤
経常J V	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称 ※①	登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
	電話番号、FAX番号、メールアドレス	-

※登記事項証明書、住民票等の添付書類については、変更届提出時以前で3ヶ月以内のものを添付してください。

※① 商号又は名称、氏名及び住所については、カタカナでフリガナを付してください。

※② 建設業許可工事種別については、単に建設業許可の更新を行った場合(許可内容に変更がない場合)は変更届の提出は不要です。

※③ 市町村合併及び政令指定都市等区画整理に伴う住所の変更届は不要です。

※④ 支店長、営業所長等の変更については、変更届は不要です。

※⑤ 建設業許可関係の変更届出書を添付する場合は、申請受付許可部署の受領印が必要です。(押印省略対象文書の場合は不要)

(別表2)

調査等

区分	変更事項	添付書類
法人	本社(店)住所 ※①③	登記事項証明書(履歴事項証明書)又は抄本 (写しでも可)
	商号又は名称 ※①	登記事項証明書(履歴事項証明書)又は抄本 (写しでも可)
	本社(店)代表者の氏名及び役職 ※①	登記事項証明書(履歴事項証明書)又は抄本 (写しでも可)
	本社(店)の電話番号、FAX番号、メールアドレス	-
	登録の状況 ※②	登録等の証明書(写しでも可)
	営業所の名称、住所、電話番号及びFAX番号 ※①③④	-
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの ※登記事項証明書、登録等の変更届の写し等
	営業所の閉鎖	-
個人	住所 ※①③	住民票(写しでも可)
	氏名 ※①	戸籍謄本又は抄本(写しでも可)
	電話番号、FAX番号、メールアドレス	-
	登録の状況 ※②	登録等の証明書(写しでも可)

※① 商号又は名称、氏名及び住所については、カタカナでフリガナを付してください。

※② 登録の状況については、単に更新を行った場合(登録内容に変更がない場合)は変更届の提出は不要です。

※③ 市町村合併及び政令指定都市等区画整理に伴う住所の変更届の提出は不要です。

※④ 支店長、営業所長等の変更については、変更届の提出は不要です。